

## 「物質・デバイス領域共同研究拠点」共同研究推進委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「物質・デバイス領域共同研究拠点」運営委員会規程第7条第2項の規定に基づき、物質・デバイス領域共同研究拠点共同研究推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 委員会は、物質・デバイス領域共同研究拠点（以下「共同研究拠点」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同研究（共同利用を含む。以下この条において同じ。）課題の募集に関すること。
- (2) 共同研究課題の選考に関すること。
- (3) その他共同研究の推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 共同研究拠点を構成する各研究所から選ばれた教授又は准教授 各2名
  - (2) 共同研究拠点を構成する大学の職員以外の学識経験者 10名以上
  - (3) その他拠点本部長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第2号の委員の数は、委員総数の2分の1以上とする。
- 3 委員は、拠点本部長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1項の委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、前条第1項第1号の委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

### (議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (研究領域部会)

第7条 委員会に、各研究領域に関し専門的事項を審議するため、次の各号に掲げる研究領域部会を置く。

- (1) 物質・光・生命・数理複合科学研究領域部会（世話施設：北海道大学電子科学研究所）
- (2) 物質創製・先端計測研究領域部会（世話施設：東北大学多元物質科学研究所）
- (3) 物質組織化学研究領域部会（世話施設：東京科学大学総合研究院化学生命科学研究所）
- (4) ナノサイエンス・デバイス研究領域部会（世話施設：大阪大学産業科学研究所）
- (5) 物質・材料機能研究領域部会（世話施設：九州大学先導物質化学研究所）

2 研究領域部会の組織及び運営については、研究領域ごとに別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、大阪大学産業科学研究所事務部で行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年10月1日から施行する。